

流域委員会議事録の様式について

第1回大和川流域委員会において、作成する議事録は「議事のプロセスが分かるようなもの」を作成することが決定されましたので、議事録案を2案、議事概要案1案を作成いたしました。各案の内容・書式/メリット/デメリットを下表に記載しております。

大和川流域委員会で作成する議事録のスタイルについて審議をお願い致します。

議事録案の内容・書式/メリット/デメリット

	内容・書式	メリット	デメリット
議事録案 (その1)	・決定事項、議事経緯及び主な発言を記載。 ・発言者明記。 ・3~4ページ程度。	・決定事項、議事経緯及び主な発言を短時間で確認できる。	・議事経緯及び主な発言の選択に庶務の判断が入る。
議事録案 (その2)	・資料説明を除く全発言を記載。 ・発言者明記。 ・準備会議議事録(詳録)と近いスタイル	・議事の全てが確認でき、発言者全員に公平である。	・ボリュームがあるため一般の方に読んで頂けない可能性がある。 ・議事録のチェックに時間がかかる。

また、議事概要のスタイルについての審議をお願い致します。

議事概要案の内容・書式/メリット/デメリット

	内容・書式	メリット	デメリット
議事概要案	・審議結果のみ記載。 ・無記名 ・1ページ程度。	・議事骨子をすぐ確認できる。	-

(参考) 近畿地方整備局管内の他流域委員会の議事録スタイル

水系名	議事録様式		該当または類似と考えられる大和川流域委員会議事録案
淀川水系	第1回~第5回 速報・審議骨子 議事録	無記名 記名	議事概要案 議事録案(その2)
	第6回以降 結果報告 結果概要 議事録	無記名 無記名 記名	議事概要案 議事録案(その1)(作成案は記名) 議事録案(その2)
紀の川水系	議事骨子 議事録	無記名 記名	議事録案(その1)(作成案は記名) 議事録案(その2)
九頭竜川水系	審議骨子 議事録(詳録)	無記名 記名	議事概要案 議事録案(その2)
揖保川水系	議事録(概要) 議事録(詳録)	無記名 記名	議事録案(その1)(作成案は記名) 議事録案(その2)
円山川水系	議事録(概要版)	記名	議事録案(その1)
	議事録(詳録版)	記名	議事録案(その2)

添付資料

大和川流域委員会設立会	議事録案(その1)	-----	3
大和川流域委員会設立会	議事録案(その2)	-----	5
大和川流域委員会設立会	議事概要案	-----	10
第1回大和川流域委員会	議事録案(その1)	-----	11
第1回大和川流域委員会	議事録案(その2)	-----	14
第1回大和川流域委員会	議事概要案	-----	25

大和川流域委員会設立会 議事録案（その1）

開催日時：平成 16 年 5 月 29 日(土)17:00～17:45

場 所：天王寺東映ホテル 2階 白鳥の間

1．決定事項

- (1) 大和川流域委員会規約について、この規約は平成 16 年 5 月 29 日から施行する。
- (2) 大和川流域委員会委員長は、規約第 5 条第 1 項に基づき、井上和也委員（京都大学防災研究所長・京都大学教授）が委員の互選により選出された。
- (3) 大和川流域委員会の庶務は、規約第 8 条に基づき、株式会社アイ・エヌ・エー関西支店が行う。
- (4) 第 1 回大和川流域委員会は、規約第 6 条第 1 項に基づき、委員長が招集し、設立会に引き続き開催することとした。

2．議事経緯

(1) 新しい河川整備の計画制度

河川管理者より、河川法改正の流れ、新しい河川整備の計画制度について説明が行われた。

(2) 大和川流域委員会の設立趣旨

河川管理者より、設立趣旨について以下の説明が行われた。

- ・ 大和川流域委員会設立に先立ち、「大和川流域委員会準備会議」（議長：井上和也 京都大学防災研究所長・京都大学教授）を設置し、流域委員会の委員構成を定め、運営及び情報公開のあり方について審議された。
- ・ 近畿地方整備局では、この準備会議の審議結果を受けて、「大和川流域委員会」を設立する。
- ・ 委員会設立の趣旨は、「大和川水系河川整備計画の案（直轄管理区間）」の策定にあたり、
河川整備計画の原案について意見を述べる
関係住民意見の聴き方について意見を述べる
ことを目的とする。

(3) 大和川流域委員会の審議対象範囲

河川管理者から、審議対象範囲は直轄管理区間であることの説明が行われた。

(4) 大和川流域委員会準備会議の要旨

河川管理者から、準備会議の目的、準備会議の位置付け、準備会議構成メンバー、準備会議の開催経過及び準備会議の審議結果の報告が行われた。

準備会議の審議結果として、流域委員会の委員構成、流域委員会の運営のあり方、流域委員会の情報公開のあり方について報告が行われた。

準備会議議長の井上委員より経過について報告が行われた。

(5) 大和川流域委員会規約

河川管理者から、大和川流域委員会規約について説明が行われ、委員の了承を得た。この規約は平成 16 年 5 月 29 日から施行する。

主な意見は以下のとおり。

規約第 8 条に「～近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で委員会の指示を受けて以下の業務を行う。」とあるが、庶務の選定についてはどのような議論があったのか。

（黒田委員）

近畿地方整備局内の他流域委員会によっては事務所で作成している所もあるが、大和川流域委員会では民間企業に委託することが準備会議で決定した。（河川管理者）

河川整備計画の作成と会議資料の作成は違うと思うが、その点を区別して委託しているのか。（黒田委員）

整備計画に関する資料等は河川管理者が作成し、委員会に提供する。会議資料・議事録等の作成や、委員からの提供資料の作成補助は庶務が行う。（河川管理者）

(6) 大和川流域委員会委員長の選出

規約第 5 条第 1 項に基づき、委員長には井上和也委員（京都大学防災研究所所長・京都大学教授）が委員の互選により選出された。

(7) 大和川流域委員会の庶務

規約第 8 条に基づき、株式会社アイ・エヌ・エー関西支店が行うことが河川管理者より説明が行われた。

大和川流域委員会設立会

議事録案

（その2）

日時：平成16年5月29日（土）17:00～17:45

場所：天王寺東映ホテル 2F 白鳥の間

司会（大和川河川事務所岡山副所長） 定刻になりましたので、大和川流域委員会設立会を開催いたします。本日はお忙しい中、ご参集を賜りましてありがとうございます。

私は本日の設立会の進行をさせていただきます大和川河川事務所副所長の岡山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の設立会は、河川管理者であります近畿地方整備局が主催し、委員の皆様は大和川流域委員会の規約及び委員長を決めていただきます。また、設立会については公開とさせていただきます。本日の設立会の終了後、引き続き第1回大和川流域委員会を開催いたします。委員会は、本日の設立会で委員の互選により選出されました委員長が招集し開催されます。

会議に入ります前にお手元の会議資料の確認をお願いいたします。

〔省略：会議資料の確認〕

それでは、議事次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

開会に当たりまして、本設立会の主催者であります近畿地方整備局長、谷口よりごあいさつ申し上げます。

国土交通省近畿地方整備局谷口局長 ただいまご紹介にあずかりました国土交通省近畿地方整備局長を務めております谷口でございます。

本日は土曜日の夕刻、大変何かとご多用の中、大和川流域委員会設立会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、常日ごろ、私どもが所掌しております国土交通行政の推進に色々な形でご支援、ご理解を賜っておりますことをこの場をおかりして改めて御礼申し上げます。

さて、平成9年に河川法が改正され、これまでの治水と利水の目的に加えて新たに河川環境の整備と保全に関する考え方の導入がなされました。

また、河川整備の基本となります河川整備基本方針と、今後20年から30年間の具体的な河川整備の内容を示した河川整備計画を新たに策定することになり、この河川整備計画の策定に当たっては、学識経験者や地方自治体の意見を聞くとともに、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが定められたところでございます。

私ども近畿地方整備局管内における河川整備計画の策定状況をご紹介させていただきますと、管内では大和川を初めとする10水系の河川を管理させていただいておりますが、このうち由良川につきましては、平成15年に河川整備計画の策定を終えているところでございます。

そして、現在、淀川、紀の川、九頭竜川、揖保川、円山川の5水系において流域委員会が設置され、河川整備計画の策定に向けた熱心な審議を進めていただいているところでございます。

大和川水系におきましても、平成15年10月に井上委員を議長とします大和川流域委員会準備会議が設置され、委員会の委員の選定、運営のあり方、情報公開などについて審議をいただきました。

今回、近畿地方整備局では、この審議結果に沿って大和川流域委員会を設置し、河川管理者が策定する河川整備計画に対して意見をいただくものであります。皆様ご承知のように今年は大和川付け替え300周年を迎えることとなりますが、この記念すべき年に流域委員会を設置し、大和川

の新たな川づくりに着手するという重要な年にもなるわけでございます。

大和川の流域を見ますと、上流は奈良県、下流は大阪府の1府1県19市19町3村にまたがり、流域内人口215万人を擁する河川でございます。

一方、大和川水系には水質問題、亀の瀬地すべり問題、亀の瀬をめぐる上流奈良県と下流大阪府の治水バランス、奈良県域の内水対策、下流右岸側の大阪市域の氾濫被害ポテンシャルの増大など多くの課題を有しております。

本日設立します大和川流域委員会では、河川管理者が大和川の特徴を踏まえ策定する大和川河川整備計画の原案に対して、十分なご意見をいただけますようお願いいたします。

今後、委員会で審議をいただくに当たりまして、我々河川管理者としても審議に必要な、的確な情報の提供はもちろん、わかりやすい説明にも努めてまいりたいと考えておるところでございます。つきましては、河川や地域について幅広い見識をお持ちの皆様方に大和川の今後のあり方について忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

司会（大和川河川事務所岡山副所長） 議事次第3．委員の紹介を大和川河川事務所長の小平よりさせていただきます。

〔省略：委員の紹介〕

司会（大和川河川事務所岡山副所長） 議事次第4.大和川流域委員会設立の（1）新しい河川整備の計画制度から（4）大和川流域委員会準備会議の要旨までを大和川河川事務所長の小平より説明させていただきます。

〔省略：（1）新しい河川整備の計画制度 説明〕

〔省略：（2）大和川流域委員会の設立趣旨 説明〕

〔省略：（3）大和川流域委員会の審議対象範囲 説明〕

〔省略：（4）大和川流域委員会準備開始の要旨 説明〕

司会（大和川河川事務所岡山副所長） 大和川流域委員会準備会議で議長を務めていただきました井上委員から経過についてご説明をいただきたいと思っております。

井上委員 井上でございます。この準備会議の議長を仰せつかりましたので、若干補足的にご説明を申し上げます。

先ほど説明がありましたように準備会議は計3回行いまして、第1回目には準備会議そのものをどのように運営するかということについて議論し、準備会議そのものの運営ルールをつくりました。そのあと流域委員会の委員をどのように構成するかということについて議論しました。委員は20名程度とし、専門分野のバランスをどのようにとっていくかということについて議論しました。

その結果、治水関係、利水、生態、環境、歴史、文化、住民活動、経済、法律といういろいろな分野がありますので、それぞれどのぐらいの人数にしたらいかがいということを決めました。

募集方法については、準備会議、関係機関からの推薦、それから、一般に広く公募をするとい

うことが決まりました。

第2回目は、応募された方から委員を選定しました。結果的に今日おいでいただいております17名の委員を候補として選びました。

それ以外にもう一つ大事なのが、流域委員会の規約に盛り込むべきことを議論いたしました。特に、意思決定の仕方などを中心に議論しております。

第3回目は、情報公開のあり方についてどのようにしてこの会議を公開していくかということについて議論しました。後ほど規約、情報公開のあり方についてご議論いただくということになるかと思えます。

以上が補足的といえますが、重複したところもありますが、準備会議の経過です。

司会（大和川河川事務所岡山副所長）（5）大和川流域委員会規約について、大和川河川事務所長の小平より説明させていただきます。

〔省略：（5）大和川流域委員会規約 説明〕

司会（大和川河川事務所岡山副所長）何かご意見などございませんでしょうか。

黒田委員 規約第8条に「近畿地方整備局から委託を受けた者が作成する」とありますが、これは近畿地方整備局が作成するというにはならないという読み取りができる可能性もあります。委託を受けた者の選定は、どのような方法が議論されてきたのでしょうか。

大和川河川事務所小平事務所長 例えば各委員が何かの資料を使用して説明をされる時には資料作成などいろいろな労力がかかるかと思えます。そのような仕事を庶務にさせるということを考えております。流域委員会はお金も含めて近畿地方整備局が運営していますので、河川によっては事務所が庶務をやっているところもありますが、いろいろ手がかかることもございますので委託を受けた者にやってもらうということにしております。

どこの会社に任せるか等ですが、通常の選定の方法により業者の選定をして、私どもと受託業者の間で契約関係を結んでおります。

黒田委員 委託をされる者は民間の会社等を考えていると理解したらいいわけですね。

大和川河川事務所小平事務所長 はい、そうです。

黒田委員 そうしますと整備計画の作成と会議資料の作成はちょっと違うように思います。その点を区別して委託されているのでしょうか。

大和川河川事務所小平事務所長 資料につきましては、河川管理者が説明をする資料は私ども河川管理者がつくります。委員の方々の資料につきましては、庶務の会社が受ければ、その会社がやるというふうになります。

黒田委員 了解です。

司会（大和川河川事務所岡山副所長）そのほか、ご意見等ございませんでしょうか。

特にないようですので、規約案付則の、施行期間は本日の平成16年5月29日から施行するといまして、大和川流域委員会規約を決定させていただきます。

続きまして、（6）大和川流域委員会委員長の選出ですが、規約が決定しましたので、規約の第5条第1項に「委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。」とあります。

委員の皆様、委員長の選出をお願いいたします。

山下委員 準備会議の議長をしていただいた井上先生に引き続きお願いできたらと思います。ご専門も河川工学ということですし、適任ではないでしょうか。

司会(大和川河川事務所岡山副所長) ただいま山下委員から井上委員の委員長のご推薦がございました。委員の皆様いかがでしょうか。

[全委員：賛成]

司会(大和川河川事務所岡山副所長) それでは大和川流域委員会委員長は井上委員にお願いしたいと思います。

これから先の議事進行を委員長にお願いする前に、大和川流域委員会の庶務について河川管理者よりご説明いたします。

大和川河川事務所小平事務所長 委員会規約の庶務に関する規定に従いまして委託をしております。株式会社アイ・エヌ・エー関西支店という会社と庶務に関する契約をしておりますので、こちらが庶務を行うということにさせていただきたいと思います。

司会(大和川河川事務所岡山副所長) 何か質問かご意見ございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、本日は引き続き第1回大和川流域委員会を開催させていただきたいのですが、規約第6条第1項には、「委員会は委員長が招集する」とあります。井上委員長、この後、休憩を挟んで第1回大和川流域委員会を開催するということはいかがでしょうか。

井上委員長 はい、それでは、この後休憩を挟みまして、18時から第1回の流域委員会を開催したいと思います。

司会(大和川河川事務所岡山副所長) それでは、以上で大和川流域委員会設立会を閉会させていただきます。この後休憩を挟みまして、午後6時から第1回大和川流域委員会を開催させていただきます。

ありがとうございました。

以上

大和川流域委員会設立会 議事概要案

開催日時：平成 16 年 5 月 29 日(土)17:00～17:45

場 所：天王寺東映ホテル 2 階 白鳥の間

(1) 新しい河川整備の計画制度

河川管理者より、河川法改正の流れ、新しい河川整備の計画制度について説明が行われた。

(2) 大和川流域委員会の設立趣旨について

河川管理者より、設立趣旨について以下の説明が行われた。

- ・ 大和川流域委員会設立に先立ち、「大和川流域委員会準備会議」(議長：井上和也 京都大学防災研究所長・京都大学教授)を設置し、流域委員会の委員構成を定め、運営及び情報公開のあり方について審議された。
- ・ 近畿地方整備局では、この準備会議の審議結果を受けて、「大和川流域委員会」を設立する。
- ・ 委員会設立の趣旨は、「大和川水系河川整備計画の案(直轄管理区間)」の策定にあたり、河川整備計画の原案について意見を述べる
関係住民意見の聴き方について意見を述べる
ことを目的とした。

(3) 大和川流域委員会の審議対象範囲について

河川管理者から、審議対象範囲は直轄管理区間であることの説明が行われた。

(4) 大和川流域委員会準備会議の要旨について

河川管理者から、準備会議の目的、準備会議の位置付け、準備会議構成メンバー、準備会議の開催経過及び準備会議の審議結果の報告が行われた。

準備会議議長の井上委員より準備会議の経過について報告が行われた。

(5) 大和川流域委員会規約について

河川管理者から、大和川流域委員会規約について説明が行われ、委員の了承を得た。この規約は平成 16 年 5 月 29 日から施行する。

(6) 大和川流域委員会委員長の選出

規約第 5 条第 1 項に基づき、委員長には井上和也委員(京都大学防災研究所所長・京都大学教授)が委員の互選により選出された。

(7) 大和川流域委員会の庶務について

規約第 8 条に基づき、株式会社アイ・エヌ・エー関西支店が行うことが河川管理者より説明が行われた。

以上

第1回大和川流域委員会 議事録案（その1）

開催日時：平成16年5月29日(土)18:00～19:46

場 所：天王寺東映ホテル 2階 白鳥の間

1．決定事項

- (1) 第1回流域委員会は公開で行われることが決定した。
- (2) 委員長の職務を代理する委員は、規約第5条第3項に基づき、山下淳委員（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）が委員長より指名された。
- (3) 情報公開の方法（案）の内容について、提示資料の了承を得た。
情報公開の方法（案）の(2)(a)1)において「～公表できない資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）などは配布しない。」とあるが、これは委員を含めたすべての方に資料を配付しないが、パワーポイントなどで見せることは構わない。との了解を得た。
- (4) 流域委員会の今後の進め方について、提示資料の了承を得た。

2．議事経緯

(1) 委員長の職務を代理する委員の指名

委員長の職務を代理する委員は、規約第5条第3項に基づき、山下淳委員（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）が委員長より指名された。

(2) 大和川流域委員会の情報公開の方法

- ・情報公開の方法(案)について説明が行われ、了承を得た。
- ・情報公開の方法(案)の(2)(a)1)において「～公表できない資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）などは配布しない。」とあるが、これは「委員を含めたすべての方に資料を配付しないが、パワーポイントなどで見せることは構わない。」との了解を得た。

主な意見は以下のとおり。

一般傍聴者の発言及び資料提供等に関する記述を規約に入れた方がよいのではないか。

(黒田委員)

一般傍聴者の発言に関する記述は細かいので、規約第7条にあるように、情報公開の方法については規約とは別に定めるとしている。情報公開の原則は規約に含まれていると考える。さまざまな意見に対して委員会がどのような対応をするかはその都度、検討を行うことになる。(委員長)

一般傍聴者の事前申し込みについて。他河川の流域委員会では会場収容人数を超えた時、受付時にもめたことがあったが、このようなことがないように配慮して欲しい。(荻野委員)

(1)1)に記載のとおり、全ての希望者が傍聴出来るよう可能な限り配慮するということが原則である。準備会議では、事前申し込みを基本とし、申し込み数に見合う会場を確保し、

収容人数以上の場合は申し込みをした方を優先するという結論に至った。(委員長)
 議事録への発言者の氏名の記載について、委員・河川管理者は記載されずに、一般の方・書面によるものは記載するというのは反対である。個人名という意味で同じレベルである。(荻野委員)

準備会議では、反対意見等特に発言者を明記すべき必要な発言は明記し、反対意見でなくとも氏名の明記を希望する場合は氏名を明記するという結論に至った。(委員長)

準備会議では、一般の方からの意見については、責任を持って発言して頂くためにも氏名を明記する必要があるだろうという議論が行われた。(山下委員)

議事録作成について、要約を庶務できちんと作成できれば問題ないが、詳細な議事録を出す方が公平でいいのではないか。(荻野委員)

準備会議では、テープ起こしのような議事録を作成するよりは、まとめたものを作成する方が生産的である。また、議事録のボリュームが大きいと一般の方に読んでもらえないのではということから、不要であるという結論に至った。(山下委員・森下委員)

(3) 大和川流域委員会の今後の進め方

河川管理者から、大和川流域委員会の今後の進め方、大和川の概要について説明が行われた。

主な意見は以下のとおり。

審議対象範囲は直轄管理区間となっているが、例えば佐保川の直轄管理区間は和歌山県山田市までで奈良市は入っていない。審議対象外の範囲も含めて議論の対象として欲しい。(和田委員・黒田委員)

奈良県管理区間の工事をする、しないを委員会で決めて、整備計画に記載することはできない。ただし、直轄管理区間の計画を作成するにあたって必要な事項である場合には議論の対象となることはある。水質の問題などは直轄管理区間だけの議論では難しいため、奈良県管理区間も含めて議論をすることはありうろと考えている。(河川管理者)

今後の進め方の図によると、流域委員会では河川整備計画原案の前段階である河川整備基本方針の議論をするという理解をしているが、奈良県の上流区間などは原案の作成が終わり、近畿地方整備局の認可済みの区間がある。これはどう理解すればよいか。(荻野委員)

河川整備基本方針は議論の対象ではない。実際に改修するにあたっては国が上下流の調整をしながら改修を進めていく。(河川管理者)

20～30年間の河川整備の内容を示す河川整備計画の原案に対して意見を述べることを任務とし、基本方針そのものに関しては今回の任務外である。(委員長)

工事実施基本計画はどういうものであるのか参考として公開することはできるのか。また、委員会で議論するのは、整備計画の工事の場所・量を決定するものなのか、抽象的な努力目標のようなものになるのか。(椎葉委員)

河川整備基本方針自体はまだないため、河川法改正時に工事実施基本計画の一部の部分の名前を変更したようなものとなる。治水に関する議論のときにお見せすることになると思う。(河川管理者)

工事の場所・量については、行政的なこともあり抽象的なものになるかもしれない。ケースバイケースとなると思う。(委員長)

(4) その他

庶務より、次回の流域委員会の日程は後日調整することが説明された。

一般傍聴者からの意見は以下のとおり。

奈良県の計画と国土交通省の計画規模が異なり、県の改修は必要ないのではないのか。逆に平成に入ってから何回も洪水が起こっている。一体の問題だという認識で県の委員会と協議をしてもらいたい。(一般傍聴者 河田)

治水の時にまた説明をするが、昭和57年洪水程度を目標にして、奈良県側も含めて改修を進めており、直轄でも計画規模の河道が出来ているわけではない。当面の目標とすることで改修を進めている。(河川管理者)

昭和57年8月洪水における、実際の流量を公表して欲しい。(一般傍聴者 河田)

洪水時のピーク流量を必ずしも計測することは出来ないので誤差があるが、柏原で2,500m³/s程度となっている。(河川管理者)

高規格堤防をなぜ認めたのか。改修を放棄したということか。(一般傍聴者 河田)

治水論の具体的なところでいろいろ議論をしていきたい。(委員長)

以上

第1回大和川流域委員会

議事録案

(その2)

日時：平成16年5月29日(土) 18:00～19:45

場所：天王寺東映ホテル 2F 白鳥の間

庶務 ただいまより第1回大和川流域委員会を開催させていただきます。

大和川流域委員会の庶務は、先ほどの設立会で説明がありました、株式会社アイ・エヌ・エーが行います。私は、本日の流域委員会の司会をさせていただきます株式会社アイ・エヌ・エーの岸田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、流域委員会の設立条件ですが、流域委員会規約第6条第3項に「委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する」とございますが、本日は全委員の先生方にご出席いただいておりますので、第1回大和川流域委員会は成立いたします。

進行に当たりまして、まず、委員の皆様を確認させていただきたいことが1点ございます。

先ほどの設立会は公開で開催されましたが、大和川流域委員会規約の第7条第1項に「委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める」とありますように、流域委員会を公開で行うのか非公開で行うのか、情報公開の方法についての審議はこれから行われます。

ここで、委員の皆様を確認させていただきたいのですが、これから進めていく第1回流域委員会では一般傍聴者はこのまま引き続き着席していただき公開で行う形でよろしいでしょうか。

〔全委員：賛成〕

庶務 それでは、第1回大和川流域委員会は公開で行うということで、会を進めてまいります。

一般傍聴者の皆様には、情報公開の方法等についての審議が行われる前でもありますので、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

会議に入ります前にお手元の会議資料の確認をお願いいたします。

〔省略：会議資料の確認〕

それでは、議事次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

先ほどの設立会で委員長に決定しました井上委員長にごあいさつをお願いしたいと思います。

井上委員長 先ほどの設立会で委員長に指名されました井上でございます。

大変責任の重い職務でして、身の引き締まる思いがしております。どうか皆様にはこの委員会が任務を果たしますよう、私自身は微力を尽くしたいと考えておりますので、どうかよろしくご協力をお願いいたします。

大和川はご承知のように奈良、大阪という1県1府を流域としております。もっとなじみ深い言い方をすれば大和、河内と言った方がいいのではないかと考えております。日本の歴史とともに歩んできた川というふうには言えるのではないかと考えております。また今年は、大和川付け替えから300年ということでもあります。

この川に関しては、非常にいろいろな問題があるということでもあります。治水の面におきましては、亀の瀬を挟んで上下流でいろんな治水的なバランスが欠けているというようなこともあるかと思っておりますし、奈良の方ではやはり内水氾濫がよく起こるということがあります。

亀の瀬につきましては、地すべり地帯の改修、補強も大分進んでおりまして、治水的な面では

大和川を考える手のうちが広がってきているというふうに考えております。

水質に関しましては、日本でワースト1とかワースト2という、非常にありがたくない評価を得ている川でもあります。

それから、流域には非常に多くの住民が住んでいらっしゃいますし、そういう意味では河川環境という点においても非常にいろんな問題を抱えている川ではないかと思っております。

川というのは上流から下流まで流れているものですから、その流域全体のバランスが非常に大事ではないかと思えます。もちろんバランスというのは何がどういうバランスなのかということ、バランスそのものが非常に議論の対象になるかと思えますが、バランスのとれた河川整備計画に対してこの場でいろんな意見が申し述べることができたらと思っております。

最初にも申しましたようにこの委員会が任務を果たしますようにどうか皆様には建設的な、忌憚のない意見をどしどし賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、委員長のあいさつといたします。ありがとうございます。

庶務 ありがとうございます。それでは、早速審議に入りたいと思えます。

これからの議事進行を井上委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

井上委員長 それでは、ただいまから審議に入ります。

議事の(1)委員長の職務を代理する委員の指名というのがあります。

これは、規約第5条第3項に「委員長に事故がある場合は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する」ということに基づいているものです。

私から職務を代理する委員を指名させていただきます。山下委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

山下委員 承知しました。よろしくお願いいたします。

井上委員長 よろしくお願いいいたします。

それでは、大和川流域委員会委員長職務を代理する委員は山下委員にお願いすることにいたしました。

議事の(2)大和川流域委員会の情報公開の方法について庶務から説明をお願いいたします。

〔省略:(2)大和川流域委員会の情報公開の方法 説明〕

井上委員長 情報公開の方法の(2)(a)1)の「公表できない資料(例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料)などは配付しない」については、準備会議の議論では、配付はしませんがパワーポイントなどで見ていただいていくということは構わないという結論に至りました。そのようなことも含んでいるということをご了解いただきたいと思います。

それでは、大和川流域委員会の情報公開の方法について、ご審議をお願いいたします。

黒田委員 一般傍聴者の発言について情報公開の方法(案)の(2)(a)7)に「公表する議事録の発言(一般の方)」ということで、傍聴者の発言の自由ということが保障されています。非常に大切なことだと思っております。河川行政を行う上では、立法の趣旨により住民の意見をよく聴取して、官民一体となってやっていかなければならないと思っております。

ただ、この傍聴者からの発言及び資料提供等の権利保障的な項目は、規約第7条の情報公開と

という言葉にはちょっとなじまないと思います。そこで、そのような文言の項目を起こさないといけないのではないかと感じますが、作成過程で何か議論が出ておりましたらそれも紹介していただきたいと思います。

井上委員長 この点に関しましては、規約第7条に情報公開ということが書かれております。そこで「原則として公開」という原則がまずうたってあります。情報公開の方法は非常に細かい規定になっていますので、これを流域委員会の規約の中に書き込むのはどうかということで、別に定めるということになっております。

私としては、情報公開の原則は規約の中でうたわれていますし、具体的な方法については情報公開の方法の中で述べられていると思います。

規約第7条第2項に河川管理者の立場がうたわれており、「河川管理者は、前項で定められた内容について協力する」というようになっております。流域委員会の規約として、私はこれでいいのではないかと感じておまして、準備会議でもそのように議論が進んでいたと思います。

山下委員 準備会議で専ら議論したのは、まさにその広い意味の情報公開の議論であったと記憶をしています。

黒田委員のご指摘は、単に情報公開の問題というよりは、傍聴者あるいは傍聴されていない関係する住民の方も含めた傍聴者からの意見、資料等の提出についてのご意見かと理解したのです。

黒田委員 そういうことです。

山下委員 どのような形で委員会の外からの意見を我々の議論に反映させていくか、あるいはどのような形で意見を求めていくかということについては、準備会議ではそこまでの議論はしていませんし、流域委員会が動き出してから議論されることだというふうに考えていたと思っています。

森下委員 問題ごとに個別に意見を聞くというようなこともこれから当然起こってくると思いますので、そのような意見に対する委員会の対応は、その都度議論をしないといけないのではないかとこの話は準備会議のときに出ておりました。

黒田委員 流域のいろいろな開発や利水の計画で利害が対立して、紛糾するということはよくない場合もあります。また、生の声を聞かねばならないような場合もあります。審議過程の中において生じる問題に対して、この規約案が固定したのではなく、どのような形で運用するかについてはそのテーマごとにその運用や審議の仕方を考えていくという趣旨で了解したいと思いません。公開という文言の中に非常にたくさんの方が含まれているということを議事録にとどめておくという程度にしていただければいいのではないかと思います。

井上委員長 規約第3条にも「関係住民の意見の聴き方について意見を述べる」ということが書かれておりますので、個別の問題にその都度検討していけばどうかと思います。

荻野委員 傍聴に来られる方は、まず事前に申し込むことを基本とし、スペースがあれば受け付けとなっています。ところが、最初のところに「できる限り傍聴できるように可能な限りのスペースを配慮する」と書いてありますが、矛盾しないかなという気がします。

それから、この委員会の議事録の公表方法ですが、(2)6)に「氏名の明記を要しない」というのは、委員会で委員が発言したことについては個人名は付さないということでしょうか。

これは反対ですね。傍聴の人だけ個人名を載せて、委員は名前を伏せるというのはちょっとル

ールとしてはおかしいのではないかと思います。

それから、その他のところに「一般傍聴の発言に関して、別紙のルールを定め、会議開催前に配付する」とありますが、これは何を意味するのでしょうか。

別の委員会でスペースがないのでお断り、帰ってくださいというようなことがあって、窓口のところでもめたことがありました。そういうことがないように気をつけていただきたいと思いますので、(1)1)2)のところは文言を整理してわかりやすくした方がいいのではないかと思います。

井上委員長 傍聴の方の参加の問題ですが、準備会議の議論では、申し込んでいただくのを基本とし、非常に傍聴者の数が多い場合には、それに見合うだけのスペースをできるだけ確保する。スペースに余裕があるときには、当日の来られた方も先着順で受け付けたいのではとなっております。

(3)その他の「一般傍聴者の発言に関して、別紙のルールを定める」というのは、14ページのルールをその都度配付するということです。

それから、「委員、それから河川管理者によるものは氏名を明記しない」というのは、その後ろに「反対意見等特に氏名を記入する必要がある場合には氏名を記入する」ということになっております。それほど大きな対立がないようなものに一つ一つ委員名を付するのはどうかということで、そういう場合には発言者の名前をつけなくてもいいのではないかとということでした。

ですから、反対意見等ということですから、自分の名前を明記してほしいという要望があれば、反対意見でなくてももちろん明記するという事も含まれていると私は理解しております。

山下委員 氏名の明記に関しては、準備会議で議論したときにテープ起こしをするという形の議事録をつくるのは不要ではないかということで、結論を出しました。逐次テープを起こしたような形の議事録よりは議事の議論のプロセスがわかるような形でどういう趣旨の発言があったか、どういうふうな形で議論が交わされたかということをもとめる形で議事録をつくった方が生産的ではないかということです。この点をご議論いただきたいところです。

場合によっては発言者の氏名を記入しなければいけないという場合もあるだろうし、テープ起こしという形ではないわけですから、必ずしも発言をした委員等の氏名を書くという形でまとめるといことはできない場合もあるだろうということを想定しました。

しかし、一般の方からの発言や書面等によるものについては、どういう方からいただいたかということに記載した上で、こういう方からこういうご趣旨のご意見、ご発言があったという形でまとめざるを得ないだろうし、また、そういう形にしないと発言した方のご趣旨にも合わないだろうし、発言した方に責任を持ってご発言いただくということもできないだろうという、そういう趣旨の議論をしたと記憶をしております。

荻野委員 準備会議でのご意見はよくわかりました。確かにそういうことはあるのかなと思いますが、傍聴する方の個人名と委員名との個人名は、個人名という意味においては同じレベルでないといけないのではないかと思います。

テープ起こしのような形で議事録を出すのは、公平でいいのではないかと思います。要約の形で議事録が出るとすると、これは庶務の方の力量いかにかかわってしまうわけですね。仮に庶務の方がそのときの状況や流れがきちっととれるようでしたら問題ありませんが、恐らく庶務の

方がこういう多様な意見を全部まとめきれるようなものではないだろうというふうに思います。できる限り議事の進行が忠実に追えるような形で、議事録を出すというのがいいのではないかなと思います。庶務のところではワンクッション置いたものが出てきてしまうと、次の議論のときにそこから戻るようなことがもしあったら、それはまずいなという気がします。

森下委員 準備会議の議論では、テープ起こしをした議事録をつくと、時間と経費がかかるということがあって、できるだけまとめたものを載せていこうと。本当に議論に関心がある方は会場にいらっしゃるはずだから、一人一人の発言よりもまとめたものを載せた方が一般の方は見てくれるのではないかとというのが準備会議での結論でした。

山下委員 これは準備会議としての案としての提案ですので決まりということではありません。また、いろいろな議論があったことも確かです。

井上委員長 準備会議ではテープ起こしの議事録が作成されましたが、話し言葉ですからきちっとした文章にはなっておりません。それを何とかたえられるような文章に書きかえるだけでもそれぞれの発言者が非常に時間をとられます。

また、膨大な量になりまして、かえってわからなくなるのではという気もします。

それと同時に先ほど先生がおっしゃったように発言がひずむというようなこともあるかということで、発言者の確認を求めるということにしました。

荻野委員 時間がかかるとか膨大な資料になるとかということについては、淀川流域委員会では300回の委員会議事録を全部テープ起こしでやりました。毎回、四、五十ページの議事録が送られてきて、少なくとも1回は読んで、自分の発言のところに赤を入れて、もう一回返してというようなことをずっとやってきています。それが無理だとしたら、淀川流域委員会の300回は成り立ちませんでした。

ただ、経費が不足しているのだからこういうことはできませんということで私は了解いたします。

山下委員 できる、できないというよりは、テープ起こしのチェックは非生産的ですし、それよりも議論のプロセスがわかる形でまとめられたものをそれぞれがチェックした方がずっといいということです。外へ出すとしてもテープ起こしをしたようなものを出すよりも、整理されたものの形で出す方がいいかと思います。

大和川河川事務所小平事務所長 予算に関しては、1回や2回のテープ起こしの費用は、金額的には大丈夫でございます。

井上委員長 ほかにいかがでしょうか。

ないようですので、ここに示してある情報公開の方法でお認めいただけますでしょうか。

もし、将来において不都合が生じたら、またそのときに再検討すればいかがかと思えます。

それでは、情報公開につきましては、資料2ページから4ページで決定することにしたしたいと思います。

それでは、その次ですが、3番目の議事の(3)大和川流域委員会の今後の進め方ということに関しまして庶務から説明をお願いいたします。

庶務 大和川流域委員会の今後の進め方についての資料は5ページでございます。こちらは河川整備計画の策定の流れとして、河川管理者からの提案という形で資料をつけさせていただいておりますので、河川管理者から説明をお願いいたします。

大和川河川事務所小平事務所長 それでは、今後の進め方について説明をさせていただきます。

〔省略:(3)大和川流域委員会の今後の進め方 説明〕

次に、流域の概要としてパワーポイントの資料を準備しております。これにつきましては、第1回準備会議で使用したものとほとんど同じでございます。これは2回目以降に説明をさせていただく現状説明資料の抜粋だと思っていただければと思います。

〔省略:資料3(参考資料)「流域の概要」 説明〕

井上委員長 ありがとうございます。ただいまの説明でありましたように大変たくさんのごことを考えなければならぬというのが我々の役目ではないかというふうに考えております。

それで、今後ですが、数回は大和川の流域の概況や歴史、現地視察、利水、環境、治水というようなことで進めてまいりたいと思っております。

それで、委員の方々にも情報なり資料の提供をお願いしたいと思っております。資料づくりには庶務の方がお手伝いするというところでございますので、ぜひお申しつけくださるようお願いいたします。

それから、設立会で河川管理者から、河川整備計画策定の基本的な流れについて説明がございましたがこれも含めまして何かご意見がございましたら承りたいと思います。

和田委員 これは要望ですが、大和川流域委員会の審議対象範囲は国土交通省が直接管理している範囲だとなっておりますね。説明いただいたものを見ますと、例えば、佐保川は国土交通省の管理しているのは大和郡山市の範囲であって奈良市の範囲は入ってない。恐らくそこは奈良県が管理することだろうと思います。それから、初瀬川がこの審議対象外ということになってしまうわけですね。

大和川流域委員会は水質や水量を審議していくわけですが、その場合、国土交通省が今管理しておられない範囲、奈良県の奈良盆地を流れている諸河川や、大阪府側を流れる石川流域あるいは狭山池から流れる西除川や東除川流域というのが入ってくると言うんですね。

審議対象範囲外であるからということでそういうことが取り上げられないということになると非常に困ったことだと思います。

国土交通省が管理している部分だけの審議に限定せず、ほかの地域に及んでもいいのではないかと思います。

黒田委員 大和川の上流端は初瀬川の笛吹橋から68キロと公示されていますが、ここはだれが管理していることになるのでしょうか。

それともう1点、都祁村のところは蛍の生育地ですが、夏になったら不法投棄が非常に目立ちます。また、そこに奈良県がつくった初瀬ダムがありますが、水利の量の問題等があるというふうに聞いております。そういう点からも、和田委員のおっしゃったように対象として考えたほうがいいのではと思います。

大和川河川事務所小平事務所長 管理区域についてご説明をいたします。河川法にありますが、

河川には一級河川と二級河川がございます。一級河川が重要な水系ということで、全国に109しかございませんが、そこについては「国土交通大臣が管理する」と書かれています。そのうち一部を除いて、ある区間については都道府県知事に委任をされています。

今言われました佐保川の奈良市域や、初瀬川の大部分の区間については奈良県知事に権限が委任をされていますので、国土交通大臣と同等の権限を奈良県知事が保有をしています。

ただし、河川整備基本方針のような計画については、二つに分けるわけにはいきませんので、それは国あるいは国土交通大臣がつくるということになっていて権限は委任をされていません。

ですから、権限の中身によってすべてを国土交通大臣が統括するものと対等の立場で分けるものというのがございまして、例えば河川改修については、それぞれの区間を管理している方が行うということになります。予算の配分につきましてもそれぞれでやっておられますので、それはそういう仕切りになります。

ただし、水質の問題については、直轄管理下の細かいところだけをやっても実際には家がある部分はもっと広いわけですから、そういうところを含めてどうしなきゃいけないかという議論をしないことにはなかなか難しいということがございます。

そういうこともありますので、現に下水道部局と連携して清流ルネッサンスというようなテーマをつくっているわけがございますけれども、そのような、奈良県が管理しているところも含めて議論をした上で国の計画はどうするのかということは当然議論としてはあり得ると考えています。

黒田委員 結論的に言えば、議論対象にするということですか。

大和川河川事務所小平事務所長 例えば、奈良県の区間に関する工事をする、しないを今回の委員会の中で決めて、それを河川整備計画、もしくは奈良県に書いてもらうということはできません。

ただし、直轄の区間の計画をつくるに当たって必要な事項である場合には議論の対象となることはあります。実際に書けるか書けないかというのは、それぞれの河川管理者の持つ権限に照らし合わせて判断されることになります。

井上委員長 本来、川がずっと続いているものですが、どうしても行政的な管理の仕分けがありますので、それに従わざるを得ないということはあるかと思えます。

川の常識としましては、下流側から順番にやっていくというのはあります。ですから、奈良県あるいは大阪府にしても下流の直轄区間がきちっとしてないと自分のところは決められないということになりますね。

ですから所長から説明がありましたように、この委員会で直轄区間以外の工事をどうするかは権限侵害ということでできないでしょうが、そういうものも含めて考えていくということは当然やらなければならないのではないかとこのように考えます。

荻野委員 我々の議論の対象範囲、それからその議論のプロセスですが、最初は情報の共有化ということで、原案が出る前の段階で議論をするというふうに5ページに書いてありますが、整備計画の原案をつくるための前の段階ですから、河川法上の考え方でいきますと、河川整備基本方針というようなことを初めの段階で議論するというふうに理解をしてよろしいかというのが1点。

それから、河川管理を委任している部分(指定区間)としていない部分があるということですが、整備計画の原案として分けられるのでしょうか。というのは、もう既に奈良県の上流の部分についての原案は終わってしまっているところがあります。大阪府も同じです。整備局で既に認可を得て事業の方向に向かって進んでいる部分がありますが、その部分をどういうふうに理解すればよいのかと。その2点についてご判断いただきたいと思います。

大和川河川事務所小平事務所長 まず、基本方針につきましては、この場での議論の対象ではないと考えています。そもそも基本方針で想定しているでき上がりの姿が非常に大きなものになっています。ですから、河川整備計画の規模は河川整備基本方針もしくは工事実施基本計画のうち数になっていると考えておりますので、河川整備基本方針自体を議論することはございません。

それから、奈良県さんや大阪府さんの部分ではほとんど原案ができ上がったということですが、例えば上下流のバランスが崩れているということがあるようであれば、それぞれの河川管理者において修正などをするのではないかと思います。実際に改修をするに当たっては、上流だけで下流はできてないとなると、下流であふれることになりますので、国がそのあたりの調整をしながらそれぞれの予算の状況を見ながら改修を進めていきます。また、何か改善すべき点があればそのときに対応されることになろうかと思います。

井上委員長 我々の任務は、二、三十年規模の河川整備計画の原案に対して意見を述べるということですので、基本方針そのものについては我々の任務外ということだろうと私は思っております。

我々は大和川についてもっと現状を認識して、それから、情報を共通化していく作業が必要ではないかというふうに考えます。そのためには先ほど申しましたように現地視察とかあるいはそういう特定テーマごとにもう少し突っ込んだ話をしていく必要があるのではないかというふうに考えます。

今後の進め方ということではそういう線に沿って進めてまいりたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

椎葉委員 先ほど出ました工事実施基本計画とは、どういうものであるかということ参照させていただくことはできるのでしょうか。

また、この河川整備計画の検討というのは、具体的に場所だとか量だとかそういうことを議論することになるのか、それとも何か抽象的に努力目標のような、川をきれいにしましょうと、汚さないようにしましょうとか、そういうようなことになるのか、どちらなのかということ質問します。

大和川河川事務所小平事務所長 まず、基本方針があるのか、見せられるのかということですが、そもそもまだありません。工事実施基本計画のうちの一部が名前を変えて基本方針という形になるというものでございますので、工事実施基本計画という現行のものについては、治水に関する議論のときにそのようなものはお見せをすることになろうかと思っております。

井上委員長 2点目に関しては、我々自身が箇所付けだとか、そういうことまで議論できるかどうかですね。それは非常に行政的なこともあって、可能な場合もあればそうでないような場合もありますし、先ほど椎葉先生がおっしゃったように若干抽象的に、精神論的なことになるかもしれないし、ケース・バイ・ケースではないかという気はしております。

大和川河川事務所小平事務所長 やはり予算がとてつつかないような膨大な金額をつけますということにはならないと思いますので、そういう意味での制約は最終的に我々が案をつくるときにはあり得ると思います。

ただ、ここでやるべきだとか、やめるべきだというのはあり得ると思いますし、予算がない限りできないということはありません。絶対にやった方がいい、何が何でもやりますという判断をするかどうかはまた別です。そういう意見があったときは、予算も絡んでくるだろうと思います。

井上委員長 それでは、庶務の方からお願いします。

庶務 それでは、これまでの審議結果についてもう一度確認させていただきます。

議事の1番目の委員長の職務を代理する委員の氏名につきましては、山下委員が選出されました。

2番目の大和川流域委員会の情報公開の方法につきましては、原案の情報公開の方法で了解いただきました。

3番目の大和川流域委員会の今後の進め方につきましては、河川管理者原案で了承されました。以上でございます。

また、次回の日程につきましては、後日調整させていただきたいと思います。

井上委員長 これで本日予定しております議事はすべて終了しました。

本日の審議の結果、一般傍聴者にも発言の機会をしていただくということになりましたが、何かご発言ございますか。

一般傍聴者(河田) 奈良県田原本町から来ました河田でございます。

2、3点ございまして、一つは奈良県側の流域委員会の県の方針ですが、国の審議会の指針に基づいて1日50mm、洪水の確率を1/10にしています。1/10でしたら毎年のようなものですが。

最終的に王寺で水が1,700 m³/sから2,100m³/sですが、国土交通省の51年の計画洪水高は、柏原で5,300 m³/s、王寺で3,500 m³/sとなっています。そうなりますと、もう改修の必要はないのですね。その点をはっきり国の方は抗議することはないのか。これは一体の問題だという認識で、県の委員会と協議をしてもらわないと。国側は昭和57年の大洪水を基本にしていると。

平成に入ってから何回も洪水を起こしているじゃないかと。そんなでたらめなことを書くなと。そういう抗議をして欲しいわけですよ。

それから、昭和51年の計画洪水高は5,300m³/sですが、昭和57年8月の洪水高は何 m³/sあるんですか。

河川管理者(小平所長) また治水の時にご説明をさせていただきますが、柏原地点の工事实施基本計画上の計画高水流量が5,200m³/sでございます。王寺は確か3,600m³/sでございますが、これにつきましては、柏原が1/200の確率といているものです。最終的には、このような規模になるまで、改修を進めていこうということでございますけれども、これを実現するためにはかなりの長期間を要すると考えます。

柏原の昭和57年での流量、これはピークの流量を必ずしも計測できる訳ではございませんので、誤差がございますけれども2,500m³/s程度です。

今やっておりますのは、せめて昭和57年程度にはということで、奈良県側も含めて改修を進めている所でございますし、直轄につきましても、計画規模の河道が出来ているわけではございませ

ん。計画規模に向かひまして一定のレベルを踏んで、当面の目標と言うことで改修を進めております。奈良県側におきましては1/10、佐保川も1/10でございます。

一般傍聴者(河田) もう一つは、なぜ高規格堤防を認めたのですか。改修は放棄したということですよ。高規格堤防というのは。その辺も、委員長の方で議題にして欲しいですね。

井上委員長 承りました。治水論のところでもたいろいろ議論をしていきたいと思っております。

それでは、これで本日の第1回大和川流域委員会を終了する事にしたいと思います。長時間誠にありがとうございました。

以上

第1回大和川流域委員会 議事概要案

開催日時：平成16年5月29日(土)18:00～19:46

場 所：天王寺東映ホテル 2階 白鳥の間

(1) 委員長の職務を代理する委員の指名

委員長の職務を代理する委員は、規約第5条第3項に基づき、山下淳委員（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）が委員長より指名された。

(2) 大和川流域委員会の情報公開の方法

- ・情報公開の方法(案)について説明が行われ、了承を得た。
- ・情報公開の方法(案)の(2)(a)1)において「～公表できない資料（例えば、貴重種の生息場所が特定できる資料）などは配布しない。」とあるが、これは「委員を含めたすべての方に資料を配付しないが、パワーポイントなどで見せることは構わない。」との了解を得た。

(3) 大和川流域委員会の今後の進め方

河川管理者から、大和川流域委員会の今後の進め方について説明が行われ、了承を得た。

以上